

令和4年第1回教育委員会会議

令和4年1月19日

午前 9時59分 開会

1 開会宣言

○廣瀬教育長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年第1回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○杉本教育総務課長 本日、欠席者はありません。全員出席でございます。

○廣瀬教育長 傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○北川教育総務課主幹 傍聴者はありません。

2 会議録の承認

○廣瀬教育長 さきにお渡しをしております、令和3年第13回及び第14回の会議録について、何かございますでしょうか。

特に発言はございませんので、よろしいでしょうか。それでは、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、伊藤委員と鈴木委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がございませんので、提案どおり決定といたします。

4 議事

(1) 請願

請願第1号 公立学校における「1年単位の变形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について

○廣瀬教育長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事は2件、請願1件、報告事項1件です。

請願については、令和3年12月24日付で、公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書の提出を受けたことから、四日市市教育委員会会議規則第7条第2項に基づき、本日、審査を行うものでございます。

それでは、まず、請願第1号、公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願についての説明をお願いいたします。

○稲垣学校教育課長 それでは、ただいま議長からお話がありました請願についての御説明をさせていただきます。

25分の4ページをご覧ください。請願者は、みえ教育ネットワーク教職員ユニオン、いわゆる教職員の組合団体からの請願でございます。

25分の5ページに参ります。請願の要旨としましては、公立学校における1年単位の変形労働時間制の導入を行わないことを求めています。

請願の理由としましては、このたび県議会で行われました公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案が採択されました。これはいわゆる勤務時間条例と短縮して呼ばせていただくものでございますが、その条例が改正されたことにより、1年単位の変形労働時間制が適用できるようになりました。請願の理由の中で、教職員への負担のさらなる増大と、学校運営上の支障があることという2つの理由によって、導入を避けるべきであると考えますと書かれております。

以上、言わせていただいたようなことが、(1)、(2)として示されてございますので、こちらを御参照になっていただければと思います。

25分の7ページを御覧いただけますでしょうか。

本請願に関しての1年単位の変形労働時間制について、説明させていただきます。そもそも変形労働時間制の導入の意義としましては、長期休業期間、いわゆる夏休みに、休日を週休日で確保することです。つまり、週休日の算定をするということです。教師のフレッシュの時間等を確保して、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うこと、そして、学校における働き方改革を総合的に進める1つの選択肢となることがこの制度導入の意義でございます。

簡単に制度の概要を説明させていただきますと、教職員の勤務時間というのは7.75

時間、おおむね8時間の勤務時間がございます。そこに1日2時間を最大として勤務時間の延長することが可能となります。ここの米印にありますが、延長できる所定の勤務時間は年間40時間程度。1日2時間を上限としますので、4日延長をすれば1日分の週休日がまとめ取りできるという制度です。年間40時間程度ということですので、年間最大5日程度の週休日が設けられ、夏休み等にまとめ取りすることができるということです。

(1)の2つ目は、各教育委員会及び学校が、それぞれの状況に応じ、本制度を活用するかどうかを選択するものです。導入はするものの、活用するかどうかということは教育委員会と学校が協議をしながら進めてまいります。

本制度の活用を選択した場合、教育職員との対話などを通じて校長が勤務時間の割り振りを計画し、各教育委員会が認定します。対象となる職員は、主に教員で、次のページに行ってくださいと、(3)の勤務時間の割り振り等の②については、今までもそうですが、時間外在校等時間の上限に関するガイドラインというのが出ております。それを次年度からは、上限時間の適用について、通常は45時間のところを、1か月間の在校等時間を42時間、年間360時間を320時間に措置を講じるということです。

その対象者については、前年度において、時間外在校等時間が上限時間の範囲内であることが前提であると示されております。つまり、来年から導入する場合、本年度の総勤務時間の時間外が360時間以内の人が対象者になってくるということです。それ以上時間外勤務をしていた人は、まずは時間外勤務時間を減らす努力をしてくださいということが前提ですので、導入をした際には、その対象者となる職員の絞り込みといえますか、教育委員会等が持っているデータと、学校の校長先生の働き方改革の一助になるようにというので、対話をしながら運用をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。御議論をよろしくお願いします。

○**廣瀬教育長** ただいまの説明につきまして、まず御質問があるところ、よろしいでしょうか。

○**伊藤委員** 1つ確かめさせてもらいたいことがあって、これは資料にも書かれていますように、教育職員という言い方をしていることとか、対象者の場合、事務職員は対象外ということなんでしょうか。これ以外にもいろんな、学校には勤めている職員がおると思いますが、こういう職種、こういう職員は対象だけれども、それ以外はそうじゃないということでしょうか。それから、もう一つは、今、時間の説明がありましたけれども、前年度に月45時間、年360時間以内という条件があって、見込みとして文科省が言っ

ているのは、月42時間で、それから、年は320時間以内の見込みがないとこれは対象にはならないんだというような言い方をしているんですけども、この辺りは、職員が対象かどうかということと、今、四日市においては、結構、7割近くが恐らく360時間以上になっているんだろうと思うんですが、その辺りは、現状、前に頂いたビジョンの冊子の中に途中経過までは入れてあるんですが、その後、もうちょっと分かっているようなことがありましたら、加えて教えていただけるとありがたいですけども。

○稲垣学校教育課長 まず、対象となる職員ですが、教育職員とあります。分かりやすく言うと、教育職員免許法に定められた教員免許を所有している人が対象になってきますのと、さらに勤務時間の割り振りがされている人、つまり、常勤といいますか、再任用教員も含めた常勤の教員の方が対象になってくると思います。

事務職員等につきましては、いわゆる時間外勤務手当が支払われているところがございますのでそういった職員は対象外になってきます。

対象の人数については、今のところ、委員のおっしゃるとおり、7割近くの方が来年の対象外になっていく見込みです。まずは、その職員の日々の働き方について校長が管理をしていくものと考えております。現時点でその数字を持ち合わせていないことは申し訳ありません。

○伊藤委員 もう一ついいですか。請願の中で年次有給休暇という言葉が出てくるんですが、この付与は、先ほど言われたような、いわゆる常勤職員については全て同じなのか、幾らか違いがあるのかとか、そういう部分はどうでしょう。

○稲垣学校教育課長 年休の付与については一律になっているんですけども、繰越がございますので、繰越を考えなければ一律のもの……。

○伊藤委員 ということにはならない。

○稲垣学校教育課長 再任用教員については、その勤務時間に合わせて案分をさせていただきますので、年休の付与日数は違います。

○廣瀬教育長 よろしいでしょうか。

○豊田委員 この変形労働時間制で、学校における働き方の1つの選択肢になるものなんだというふうに御説明いただいたんですけども、具体的にはどういうメリットがございますか。

○稲垣学校教育課長 本制度を導入するメリットは、本制度自体を導入すること自体が、日々の業務や勤務時間を縮減するものではありません。しかしながら、勤務時間を柔軟に

設定するということによって、長期休業期間においては一定期間のまとまった休日、いわゆる週休日の割り振りを行って、確保することについては、ほかの取組として実施する業務の精選等も含めて、学校における働き方改革を進めるためのいわゆる1つの選択肢になると思いますので、メリットは一定あると思っております。

○**廣瀬教育長** ほか、よろしいですか。

○**鈴木委員** 1年単位の変形労働時間制を今はまだ取り入れていない状態なんですよ。休みを5日間とか連続で、今の段階では取れるんですか、学校の夏休みとかそういうときに。もちろん調整はあるとは思いますが、今の現段階では取れないのか、取れるのかということころは。

○**稲垣学校教育課長** 今は、学校閉校日というものを定めておまして、夏休みは、その期間は学校を閉校として、その勤務については、年休あるいは週休日の振替、夏休み以前にあった土曜授業で勤務したとか、部活動で大会に引率をしたとか、そういうことの振替を、そこで取ってくださいというやり方をしております。ですので、そこで年休であったりとか特休であったりとかいうことを利用していますので、連続の取得が不可能かといえ、不可能ではなくて、連続取得をしてくださねえということをお願いをしている状況です。

○**数馬委員** 今の続きみたいなことなんですけど、導入することによって、今説明を受けたようなことが規則化されるというか、そういうふうに考えればいいですか。

○**稲垣学校教育課長** おおむねはそう考えていただいて結構かと思えます。その期間に連続した週休日、5日だったら5日間を連続して取ることができる。最初から、1学期の時間外というのは、変形労働時間で割り振られた多くの時間をそこでリフレッシュを図っていただくというふうなことです。計画的にそれができます。

○**数馬委員** もう一ついいですか。本年度、仮にこれが決まって、その後はどういう段取りになるんですか。御説明では、各学校と教育委員会との話合いでこの制度をどう行うかというのを決めるというところから始まるということでしょうか。

○**稲垣学校教育課長** 進め方については、変形労働時間の割り振りというのは、これまでも、修学旅行であったりとか、自然教室であったりとか、そんなときにはあらかじめ変形労働時間を定めておいて、修学旅行へ行った1日目は、あなたは10時まで働いてもらいますねというふうな割り振りをするわけです。そして、それを1か月以内に、勤務時間の割り振りをしていただけです。事務的な手続としては、変形労働時間についても、様式は

変わるとは思うんですけども、同じような運びにはなっていくと思います。それを年度当初に計画を立て、最短というか、30日前には、こちらとその計画を完結できるような日程でいけるのかなと思っております。そんな事務的な運びにはなっています。

○廣瀬教育長 ほか、御質問はよろしいですか。

なければ、採択に関わっての御意見をいただきたいと思うんですけども。今の説明やら御質問をいただいたことを総合して、今回、この請願に対する、請願は導入を行わないことを求めるという趣旨でございますが、これにつきまして見解を私たちも決めていかなければいけないと思いますので、御意見をお願いしたいと思います。

○伊藤委員 変形労働時間制というのは以前からあって、今回、1年間、1年を通じての割り振りをしていくというふうに、文部科学省は休日のまとめ取りのためにこれをやるのだというふうに、一番の目的をそのように置いておりますけれども、何にしても、一番大事なのは働き方改革をいかに進めるか。本市も、公立学校における働き方改革のバージョン2というのが出ていて、これはビジョンの中にも盛り込まれているものですが、これをやはり大事に考え、そして進めるということがまず大前提だろうと。学校業務がよりいろんな意味で多忙化することをきちっと見直して、超過勤務を縮減して時間を確保していくということがここに書かれておりますけれども、これをまず本当にどう進めるかということで、勤務時間のことも考えていかなきゃならない。そういう意味で、この変形労働時間制が一定有効な選択肢としてあるということについては、決して全てが悪いというわけではないだろうというふうに思うんです。そういう意味では、これは導入したらあかんのやというふうにするということについては、私としてはちょっと問題ありかなと思っております。

ただ、実際、今の学校現場であるとかいろんなところで、1年単位の変形労働時間制を導入した場合とかは、この有効性というものはやはり考えていかなきゃならない。よく言われる、長時間労働をしても見えにくくなる。いわゆる1日最大10時間を割り振られたときに、そういう働き方ができるのか、どの先生もやっていけるのかということもあると思うんです。例えば、確かに育児とか介護の人たちへの配慮はすべきだとは言いつつ、学校現場の範囲でいうと、それが前もって決まっている中で働いていくということが、現実、どうなんだろうかといったこともやっぱり考えていかなきゃならないだろうなというふうには思います。

それから、まとめ取りも、実際、学校現場で本当に可能なのかなということもちょっと

気にはなります。特に、中学校における部活動関係で、大会やいろんなこともあると思うんですけども、こういったことも含めて、かなりの長期のまとめ取りがやっつけられるのかどうかということもしっかり見ていかなきゃならない。

それから、もう一つ気になるのは、先ほど言いましたように、職種といいますか、職員によって違ってくるのか、労働時間の管理というものがかなり煩雑になっているということで、これは、どちらかという、管理職や事務職員であり、こういったところの、労働業務内容がより増えてということも考えられるので、この辺りをどうしていくかということも一定考えていかなきゃならないということが気になります。

そういう意味で、導入をした場合の、先ほども出ていましたけど、メリットとか課題をきちっと整理しながら選択をしていけるように今後対応をしていく必要が出てくるのではないかなど。

ただ、現実を見ますと、やっぱり、このコロナ禍の中で先行きが非常に見にくいということもあって、感染状況は今もどんどん増えておるわけですけども、そういう中でこの1年単位というのは、非常に対応しにくいなというようなことの現実もあると思います。このことも含めて、現状や今後のことも含めて、しっかり考えながらしていくべきというふうに思います。

以上です。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。

ほか、御意見はよろしいでしょうか。

今の御意見について、不採択の方向の御意見だったかなとは思いますが、課題はたくさんあるので整理していく必要があるというお考えですけども、いかがでしょうか。今、うなずいていらっしゃる委員も見えますし、請願の趣旨については一定は理解できるものの、現状において導入しないというふうな決定をするということについてはどうなのかなというふうな御意見だったと思います。この有効性については、様々課題を整理しながら進めていかないといけない。特に1日最大10時間というようなところまで設けられていることについて、長時間勤務が見えにくくなるというような課題がある。ただし、働き方改革を進める1つの選択肢としては、今、切り捨てる、これは導入しないというふうにするものではないのかなというふうな御意見だったかなと思っております。

前提としては、先ほどのとおり、長期休業中の業務縮減も、部活動であったり、研修であったり、こういったものを整理しないと制度が導入できない。それから、一番基となる

働き方改革、年360時間以内に時間外を縮減するというものについて、次の第4次ビジョンにも掲げているこの取組を進める。こういったところと並行しながら、この制度の有効な導入の方法について今後も検討を進めていく。そういった課題はありますが、この請願については不採択とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 御異議ないようですので、先ほど申し上げた理由を基に不採択といたしたいと思います。

(2) 報告

1 令和3年11月定例会月議会の報告について

○**廣瀬教育長** それでは、続きまして、報告事項に入らせていただきます。

令和3年11月定例会月議会の報告についての説明をお願いいたします。

○**松岡副教育長** 資料は、上部に記載されております25分の9ページをお開きください。令和3年11月議会の報告をさせていただきます。

まず一番最初に出てまいりますのが一般質問からになりまして、今回、9人の方から御質問を頂戴いたしました。

まず最初にありますのが、公明党の山口智也議員からです。医療的ケア児の途切れない支援体制構築をとということで、支援体制の現状から3つの項目で御質問を頂戴しております。

10ページへお進みください。

次に、荒木議員からは、生理の貧困を考えるとということで、学校の女子トイレに生理用品を常備することの検討状況ということでお尋ねをいただきました。

それから、次に、井上進議員から、通学路の安全を確保するため学校がどのような取組を行っているのか、通学路の早急な安全確保ということでございました。

それから、次、11ページをお願いいたします。

平野議員から、昨年ありました八街市の通学路での事故、これを受けた対策によって悲劇の再発は防げるのかということで、通学路の設定でありますとか、トラックを使用する事業者への連携について御質問を頂戴しております。

それから、次に、小田議員からは、選挙、若者の投票率アップ対策についてということで、学校での取組、あるいは投票に行き続けるためにどんな教育が必要かということで御

質問を頂戴しております。

その次が、3段目、村山議員からは、パートナーシップ制度について、性的指向、性自認に理解を深めるということで、教職員に対する研修の実施状況で御質問を頂戴しております。

資料12ページをお願いいたします。

次に、伊藤昌志議員からは、コロナ禍での人権を守ろうということで、マスク強要、それから、ワクチン接種の同調圧力に対する取組でありますとか、もう一方は、オーガニック給食の導入についての考え方をお尋ねいただきました。

資料13ページへお進みください。

中村久雄議員からは、新しい生活様式に基づく学校教育についてということで、5つの項目から質問をいただいたというところでございます。

資料は14ページをお願いいたします。

伊藤嗣也議員からは、タイトルは教育長に問うということですがけれども、学校のICT活用推進についてということで、教員のスキルアップ、あるいは不得意な教員へのサポートについてということと、3点目は、そらんぼで提供されております各種サービスについての御質問を頂戴しております。

資料15ページをお願いいたします。

ここからは補正予算の内容になってございまして、項目を順次申し上げていきます。

15ページは、補正予算で、学校業務サポート事業費についてということで、お三人の方から御質問を頂戴しております。

次が、16ページが、小学校英語指導員派遣業務委託費。

進めますが、17ページが、個別学習支援ソフト使用料についていただいております。

18ページは、学校給食室・保健室等空調設備整備事業費。

19ページでは、高花平小学校改築整備事業費について御質問をいただきました。

20ページでは、博物館補助プロジェクター更新経費、21ページは、図書資料整備費についていただいております。

それから、22ページは、中学校ICT支援員配置業務委託費、それから、23ページは、図書館施設総合管理業務委託費ということで御質問をいただいております。

最後、24ページにおきましては、学校給食用の食材調達等業務委託費について御質問をいただきました。

それから、最後、25ページを御覧いただけますでしょうか。先般策定いただきました学校教育ビジョンにつきまして、パブリックコメント等、最終形の報告をさせていただきましたが、特に質疑はなかったということと、最後に参考として書いてございますのは、12月8日の臨時会におきまして、文化財に関する事務を市長部局へ移管するという四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正についてということで、この議案につきましては、異議なく原案を可決ということになりました。

以上が報告とさせていただきます。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。

資料については事前に目を通していただいているものとは思いますが、この中で、ここをもう少し詳しく教えていただきたいとか、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○伊藤委員 ちょっと教えていただきたいことがまず2点ぐらいあるんですけども、9ページの、医療的ケアサポーターということで、この件で、豊中市の事例を参考にといい方を議員はされているんですが、豊中市というのはどんなふうな取組をされているのかというのを、分かりましたら概略でも結構ですので教えていただけたら。本市との違いであるとか、より先進的な部分があったら教えていただけたら。

次、14ページのICT活用推進に関することなんですが、議員の言われている、ICTサポーターを派遣するNPOには無償であるとか、支援員であるとかサポーターという、これは以前の予算案でも出たと思うんですが、この辺りの内容がちょっとよく分かりにくくて、どういうことなんだろうなという素朴なところの質問なんですけれども、まず2点教えていただけたらと思いました。

○稲毛教育支援課長 教育支援課、稲毛でございます。

まず、25分の9ページ、医療的ケアサポーターの件でございますが、豊中市は、もう随分以前より、豊中市立病院の看護師さんが教育委員会に常駐されています。常駐された看護師さんが中心になって、医療的ケアサポーターを派遣されているということです。特に議員が御指摘されているのは、四日市市も市立病院があるので、市立病院との連携をもう少し進めたらどうかということでした。

ただ、本市においては、コロナの現状もございますので、そういった中で教育委員会に看護師さんが常駐するというところまで、なかなか制度的にも一気に進めるというのは難しいということです。看護師さんの御紹介をいただくとか、そういった形で連携を深めて

いきたいということで市立病院とはお話をさせていただいております。

続きまして、25分の14ページ、ICT支援員とICTサポーターということでございますが、ICT支援員に関しましては、業務委託ということで、現在、小中学校に月2回程度、委託業者から支援員を派遣いたしまして様々な支援を行っていただいております。一方、ICTサポーターは、ICT活用実践推進校の小学校に、授業の子どもたちの操作のお手伝いというふうな形で派遣をしております。額に違いがあるというところですが、ICT支援員は、年間を通した業務委託として予算を取っておりますし、サポーターに関しては、報償費で支払っておりますので、その額がちょっと違うのではないかという御指摘をいただいております。

以上です。

○伊藤委員 その方には、そうすると、何らかの報償費は払われているわけですね。派遣するNPOに無償というふうな言い方をされているので。

○稲毛教育支援課長 NPOの所属の方が、個人としてサポーターという形で派遣いただいております。

○伊藤委員 個人単位でということですね。

○稲毛教育支援課長 個人単位で来ていただいております。

○伊藤委員 そういうことですね。

○稲毛教育支援課長 はい。なので、報償費でお支払いしております。

○伊藤委員 分かりました。

○廣瀬教育長 ほかはよろしいですか。

○伊藤委員 あと、もし1つ事例があればなんですけど、11ページの登下校時に大型車の通行によってどうこうということがありますが、市内で、子どもたちが登下校をするのにこういう交通状況だから怖い思いをしているとか、ちょっと危険ではないかというような指摘とか、何か報告はありますか。

○小林指導課長 八街市の事故を受けて調査はしております。中学校も今集計しているんですが、まず小学校だけ、予算もつく関係で上げなければならないということで、約400か所ぐらいの報告がありました。それについては、前もこの場でお伝えさせていただいたと思うんですが、ヒヤリ・ハットとか、大型車が通るとか、また、車が飛ばしていくという部分がありましたので、その報告はございます。

今の質問からちょっと発展するような内容になりますが、最近、気がつく、子ども注

意とか、線がちょっとずつ増えておるような気がするんです。私の家の裏も、今までそんな線がついたことないのに、いきなり、子ども注意とぼんと書かれています。ですので、ここの部分にも相当するところにもあるんですが、対応としては、管理者、それから、公安というか警察も入った中で、それぞれ上がってきた箇所については合同点検を行いながら、今回、いつも以上に対応はしていると感じています。

○伊藤委員 ぜひよろしくをお願いします。

○廣瀬教育長 平野議員の御質問は、そもそも大型車の通学路への通行規制ができないのかということなので、それは社会的に経済的な影響が多いので難しいという話です。ただ、開発のときの大型車の通行については、学校と協議をしていただいたり、大規模店舗立地のときにも、事前に搬送の車両とか工事車両の通行については学校と相談していただくようにはしておりますので、そういったことについてもやってございますというようなお答えもさせていただいているところです。

○伊藤委員 業者によって、非常に丁寧にさせていただくところと、やはり言うておかないとというようなこともあるようなことを少し聞くこともありますもので。

○廣瀬教育長 その辺り、引き続き進めていきたいと思っています。

ほか、御質問はよろしいでしょうか。

○鈴木委員 今のにちょっと付け加えて。うちの近所でも、子ども注意とか、線が引かれていて、自治会の方がしていただいているのかなと思ったんです。大人が子どもを守りたいというのでそういうふうに意思表示をしてやっていたらいいんですけども、子どもが、それが書いてあるからといって道幅に広がって歩いていたりとかということがないように、学校の指導も、今こういうふうに地域の方がしていただいたからということで指導を付け加えていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○小林指導課長 そういういろんなハード面とソフト面というのは私たちが言わせていただいておりますけれども、学校としても、交通安全教室とか、そういうことも含めてしっかりと指導していくということについては、すごく重要なことだと思っておりますので、そこについても、今言われたことも含めて、学校に伝えていきたいと思えます。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいでしょうか。

5 閉会

○廣瀬教育長 それでは、次回のことについて教育総務課長から御説明をお願いいたします。

○杉本教育総務課長 それでは、次回でございます。まず、1月26日水曜日、9時より第2回総合教育会議をいただきます。場所は、こちら、教育委員会室です。

それから、その後、1月28日金曜日、13時30分より教育委員会定例会を開催させていただきます。場所は、同じく、こちら、教育委員会室です。28日、通常水曜日をお願いしておりますが、この日は金曜日の13時30分ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○廣瀬教育長 以上をもちまして、令和4年第1回教育委員会会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時41分 閉会